

各務原市保存樹木及び保存樹林の指定等に関する要綱

(平成13年9月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市緑の条例（平成13年条例第11号。以下「条例」という。）及び各務原市緑の条例施行規則（平成13年規則第21号。以下「規則」という。）の規定に基づき、保存樹木及び保存樹林の指定並びにその所有者等に対する支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開又は非公開)

第2条 保存樹木及び保存樹林は、原則、第三者に公開しない。ただし、所有者等が公開することを承諾したときは、この限りでない。

(指定の承諾)

第3条 条例第9条第2項の所有者等の承諾は、各務原市保存樹木指定承諾書（様式第1号）又は各務原市保存樹林指定承諾書（様式第2号）により行うものとする。

(承諾の内容)

第4条 所有者等の承諾の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保存樹木又は保存樹林としての指定
- (2) 保存樹木又は保存樹林の維持管理（樹木が原因で生じた事故等の責任を含む。）
- (3) 保存樹木又は保存樹林が滅失、枯死又は損傷したときの届出
- (4) やむを得ず、保存樹木又は保存樹林を伐採し、又は移植しなければならないときの届出
- (5) 保存樹木又は保存樹林の所有者等に変更があったときの届出
- (6) 年度末における写真及び当該年度の保存樹木管理記録（様式第3号）又は保存樹林管理記録（様式第4号）の提出
- (7) 保存樹木又は保存樹林の公開又は非公開

2 前項第3号の届出は、保存樹木にあつては各務原市保存樹木滅失、枯死等届出書（様式第5号）により、保存樹林にあつては各務原市保存樹林滅失、枯死等届出書（様式第6号）により行うものとする。

3 第1項第4号の届出は、保存樹木にあつては各務原市保存樹木伐採等届出書（様式第7号）により、保存樹林にあつては各務原市保存樹林伐採等届出書（様式第8号）により行うものとする。

4 第1項第5号の届出は、保存樹木にあつては各務原市保存樹木所有者等変更届出

書（様式第9号）により、保存樹林にあつては各務原市保存樹林所有者等変更届出書（様式第10号）により行うものとする。

（指定の通知）

第5条 条例第9条第1項の規定により、保存樹木の指定をしたときは各務原市保存樹木指定通知書（様式第11号）により、保存樹木の指定をしたときは各務原市保存樹林指定通知書（様式第12号）により、その所有者等に通知するものとする。

（台帳）

第6条 市長は、保存樹木及び保存樹林についての台帳を作成し、これを保管するものとする。

2 前項の台帳は、各務原市保存樹木に関する調書（様式第13号）、各務原市保存樹林に関する調書（様式第14号）その他必要な書類をもって組成するものとする。

（指定の解除）

第7条 規則第7条第2項に規定する通知は、保存樹木にあつては各務原市保存樹木指定解除通知書（様式第15号）により、保存樹林にあつては各務原市保存樹林指定解除通知書（様式第16号）により行うものとする。

（管理記録の提出）

第8条 所有者等は、第4条第1項第6号の保存樹木管理記録又は保存樹林管理記録を年度末に、現況写真を添えて市長へ提出するものとする。

（管理報奨金の交付）

第9条 市長は、前条の現況写真及び管理記録により、適正な樹木等の管理がなされていることを確認したときは、速やかに管理報奨金を所有者等に交付するものとする。

（管理報奨金の額）

第10条 管理報奨金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 保存樹木 1本当たり年額4,000円

(2) 面積が300㎡以上1,000㎡未満の保存樹林 1箇所当たり年額15,000円

(3) 面積が1,000㎡以上の保存樹林 1箇所当たり年額25,000円

2 前項の規定にかかわらず、年度途中において保存樹木又は保存樹木の指定をした場合、又は指定を解除した場合で、当該年度における指定の期間が6月に満たない

ときは、管理報奨金の額は、前項に規定する額の2分の1の額とする。

付 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する第3条の規定による改正前の各務原市保存樹木及び保存樹林の指定等に関する要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所
氏 名
電話番号

印

各務原市保存樹木指定承諾書

私の所有する樹木を下記のとおり各務原市保存樹木に指定することを承諾します。

記

1 所在地

2 樹種

3 指定期間

指定の日から5年間。ただし、指定期間満了の1月前までに所有者等から更新をしない旨の通知をしない場合は、指定期間を5年間延長します。以後の延長も同様とします。

4 所有者の承諾内容

樹木を健全な状態に保つよう維持管理します。

樹木が原因で生じた事故等については、責任を持って対処します。

樹木の枯損、滅失、事故、伐採、移植、権利移転、健全な生育のために重大な状況が発生した場合には、速やかに市に届け出ます。

5 保存樹木の公開

公開する。

公開しない。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所
氏 名
電話番号

印

各務原市保存樹林指定承諾書

私の所有する下記の樹林を各務原市指定保存樹林に指定することを承諾します。

記

1 所在地

2 面積及び主な樹種

3 指定期間

指定の日から5年間。ただし、指定期間満了の1月前までに所有者等から更新をしない旨の通知をしない場合は、指定期間を5年間延長します。以後の延長も同様とします。

4 所有者の承諾内容

樹木を健全な状態に保つよう維持管理します。

樹木が原因で生じた事故等については、責任を持って対処します。

樹木の枯損、滅失、事故、伐採、移植、権利移転、健全な生育のために重大な状況が発生した場合には、速やかに市に届け出ます。

5 保存樹林の公開

公開する。

公開しない。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所
氏 名
電話番号

保存樹木管理記録

私の所有する保存樹木の管理記録を次のとおり報告します。

記

保存樹木指定番号

年4月～ 年3月

月別	管 理 内 容
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所
氏 名
電話番号

保存樹林管理記録

私の所有する保存樹林の管理記録を次のとおり報告します。

記

保存樹林指定番号

年4月～ 年3月

月別	管 理 内 容
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所
氏 名
電話番号

各務原市保存樹木滅失、枯死等届出書

各務原市保存樹木が、下記のとおり滅失・枯死・損傷しましたので、届け出ます。

記

- 1 保存樹木指定番号
- 2 樹種
- 3 所在地
- 4 滅失・枯死・損傷年月日
- 5 その理由

様式第6号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所
氏 名
電話番号

各務原市保存樹林滅失、枯死等届出書

各務原市保存樹林が、下記のとおり滅失・枯死・損傷しましたので、届け出ます。

記

- 1 保存樹林指定番号
- 2 面積及び主な樹種
- 3 所在地
- 4 滅失・枯死・損傷年月日
- 5 その理由

様式第7号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所
氏 名
電話番号

各務原市保存樹木伐採等届出書

各務原市保存樹木を下記のとおり伐採・移植したいので、届け出ます。

記

- 1 理由
- 2 保存樹木指定番号
- 3 樹種
- 4 所在地
- 5 伐採・移植予定年月日

様式第8号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所
氏 名
電話番号

各務原市保存樹林伐採等届出書

各務原市保存樹林を下記のとおり伐採・移植したいので、届け出ます。

記

- 1 理由
- 2 保存樹林指定番号
- 3 樹種
- 4 所在地
- 5 伐採・移植予定年月日

様式第9号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所
氏 名
電話番号

印

各務原市保存樹木所有者等変更届出書

各務原市保存樹木の所有者等が下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

記

1 保存樹木指定番号

2 所有者の変更

（変更前）住所

氏名

（変更後）住所

氏名

様式第10号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所
氏 名
電話番号

印

各務原市保存樹林所有者等変更届出書

各務原市保存樹林の所有者等が下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

記

1 保存樹林指定番号

2 所有者の変更

（変更前）住所

氏名

（変更後）住所

氏名

様式第 1 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

様

各務原市長

各務原市保存樹木指定通知書

各務原市緑の条例第 9 条第 1 項の規定により、下記の樹木を保存樹木に指定します。

記

1 所在地

2 樹種

3 指定の基準 各務原市緑の条例施行規則第 3 条第 1 号

4 指定番号

5 指定期間

年 月 日まで。ただし、指定期間満了の 1 月前までに所有者等から更新拒絶の通知がない場合は、指定期間満了の日から更に 5 年、その指定を継続します。以後も同様とします。

様式第12号（第5条関係）

年 月 日

様

各務原市長

各務原市保存樹林指定通知書

各務原市緑の条例第9条第1項の規定により、下記の樹木の集団を保存樹林に指定します。

記

- 1 所在地
- 2 面積及び主な樹種
- 3 指定の基準 各務原市緑の条例施行規則第3条第2号
- 4 指定番号
- 5 指定期間
年 月 日まで。ただし、指定期間満了の1月前までに所有者等から更新拒絶の通知がない場合は、指定期間満了の日から更に5年、その指定を継続します。以後も同様とします。

様式第13号 (第6条関係)

各務原市保存樹木に関する調書

指 定 番 号		指 定 年 月 日	年	月	日
所 有 者	住 所				
	氏 名		電 話	—	
樹 種 名		幹 周	m	樹 高	m
承 諾 年 月 日	年 月 日				
解 除 年 月 日	年 月 日				

様式第14号（第6条関係）

各務原市保存樹林に関する調書

指 定 番 号		指 定 年 月 日	年	月	日
所 有 者	住 所				
	氏 名		電 話	—	
樹 種 名		面 積	m ²		
承 諾 年 月 日	年 月 日				
解 除 年 月 日	年 月 日				

様式第15号（第7条関係）

年 月 日

様

各務原市長

各務原市保存樹木指定解除通知書

各務原市緑の条例施行規則第7条の規定により、下記の樹木について保存樹木の指定を解除します。

記

- 1 所在地
- 2 樹種
- 3 指定番号及び指定年月日
- 4 解除の理由

様式第16号（第7条関係）

年 月 日

様

各務原市長

各務原市保存樹林指定解除通知書

各務原市緑の条例施行規則第7条の規定により、下記の樹林について保存樹林の指定を解除します。

記

- 1 所在地
- 2 面積及び主な樹種
- 3 指定番号及び指定年月日
- 4 解除の理由